

令和5年第1回  
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和5年2月13日

西多摩衛生組合議会



# 令和5年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和5年2月13日（月）午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 橋本 弘山 副管理者 浜中 啓一

副管理者 加藤 育男 副管理者 杉浦 裕之

会計管理者 小山 和茂

出席議員

1 番 下澤 章夫	2 番 近藤 浩	3 番 香取 幸子
4 番 湖城 宣子	5 番 迫田 晃樹	6 番 大勢待利明
7 番 水野 義裕	8 番 門間 淑子	9 番 高田 和登
10 番 小澤 芳輝	11 番 幡垣 正生	12 番 青木 健

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長 諸星 進 施 設 長 中島 勲

総 務 課 長 薬袋 敏邦 財務課長（兼）会計課長 古谷 浩明

計 画 管 理 課 長 石川 雄一 維 持 運 転 課 長 太田 道雄

フレッシュランド西多摩総長（兼）企画調整担当 伊藤 義孝 フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹 穴澤 和俊

構成市町職員

青 梅 市 環 境 部 長 齋藤 剛一 福生市生活環境部長 田村 清孝

羽村市産業環境部長 西尾 洋介 瑞穂町住民部長 野口 英雄



# 令和5年第1回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和5年2月13日（月）  
午後1時30分 開議  
西多摩衛生組合大会議室

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号  
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第4 議案第2号  
西多摩衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第5 議案第3号  
西多摩衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第6 議案第4号  
西多摩衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 日程第7 議案第5号  
西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号  
令和5年度西多摩衛生組合予算
- 日程第9 議案第7号  
令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について



○議長（幡垣正生） こんにちは。開会前にご報告いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、ドア、窓を開けての開催となりますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

本日は、令和5年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員定数12名、出席議員12名、よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、令和5年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和5年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第であります。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和5年1月末現在で、約5万500トンとなっております。

これは、前年同期と比較しますと、約700トン、1.4%の減少となっており、今年度末における年間搬入量は、5万9,700トンになると見込んでおります。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、実施をしております、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、12月末までの累計で、約2,930トンを受入れております。

環境センターでのごみ焼却処理にあたりましては、広域支援の有無にかかわらず、公害防止設備をはじめ、施設の維持管理に万全を期し、法律で定められた環境基準、並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者は、令和5年1月末現在で、約8万2,900人、1日平均では、約325人となっており、前年同期と比較しますと、2万4,000人、率にして40.7%増加している状況であります。

これは、国や都における行動制限の緩和により、臨時休業等の措置を行わずに済んだことが主な要因であります。引き続き、感染対策の徹底に努めてまいります。

フレッシュランド西多摩の現行施設での運営につきましては、本年3月末をもっていったん休止となりますが、令和5年度からの大規模改修事業を着実に進め、地域への新たな価値創出と、地域住民の憩いの場としての魅力向上を図ってまいります。

なお、今次定例会には、条例案件5件、予算案件1件、分賦金の決定案件1件、合わせて7件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 以上で、管理者の発言は終わりました。これより、議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。  
日程第1、会議録署名議員の指名についての件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

10番 小澤 芳輝 議員

12番 青木 健 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より、報告いたします。諸星事務局長。

○事務局長（諸星 進） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和5年2月6日付け、西衛発第707号で令和5年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者から議長宛てに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期ですが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとして、お諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程についてでございますが、既に、お手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営についてでございますが、一括議題につきましては、日程第8、議案第6号「令和5年度西多摩衛生組合予算」と、日程第9、議案第7号「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町賦金の決定について」の2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議をお願いすることとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

○議長（幡垣正生） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりに進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、2月13日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第3、議案第1号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました議案第1号「地方公務員法の一部を改正する法律の



施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることを踏まえ、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講ずるため、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されます。

本案は、これに伴い、関係する条例の規定を整備する必要が生じたため、各条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、第1条は、「西多摩衛生組合職員の定年等に関する条例」を、第2条は、「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」を、第3条は、「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例」を、第4条は、「西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例」を、第5条は、「西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を、第6条は、「西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」をそれぞれ一部改正し、第7条は現行の「西多摩衛生組合職員の再任用に関する条例」を廃止するもので、羽村市の条例に倣い、定年の段階的な引上げ、役職定年制の導入、暫定の再任用制度の運用及び給与制度等について規定を整備するものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） それでは、議案第1号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配布しております、議案第1号附属資料、新旧対照表をご覧ください。

まず、新旧対照表1ページ目、第1条関係「西多摩衛生組合職員の定年等に関する条例」につきましては、第3条におきまして、職員の定年を引き上げるとともに、3ページをお開きいただき、第3章におきまして、第6条から第12条に、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入を、次に、6ページ、第4章におきまして、第13条に、定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正及び規定の整備を行うものとなります。

次に、15ページをご覧ください。第2条関係、職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例につきましては、懲戒処分による減給の取扱いについて例外措置を講ずるものとなります。

次に、16ページをご覧ください。第3条関係、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例につきましては、18ページをお開きいただき、下段に記載の付則第6項におきまして、60歳に達した日以降の最初の4月1日以降、職員の給与水準を60歳到達時の給料月額7割水準とする減額措置を講じます。

次に、20ページから21ページ、別表第1及び別表第2におきまして、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法などを定めるほか、所要の改正及び規定の整備を行っております。

次に、24ページをお開きください。第4条関係、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例につきましては、育児休業及び部分休業をすることが出来ない職員に、管理監督職勤務上限年齢制により、他の職の降任等を延長された、管理監督職の職員を加えるものとなります。

次に、26ページをご覧ください。第5条関係、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例につきましては、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものです。

次に、28ページをご覧ください。第6条関係、西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、地方公務員法を引用する条項を改めるものとなります。

また、新旧対照表には記載はございませんけれども、第7条関係といたしまして、西多摩衛生組合職員の再任用に関する条例については、制度を廃止するため条例を廃止いたします。

なお、この条例中、第1条関係、職員の定年等に関する条例の付則第14条の規定につきましては、公布の日から、その他の規定は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上をもちまして、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第1号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4、議案第2号「西多摩衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました議案第2号「西多摩衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことから、この個人情報保護法の施行に関し、委任される事項等、必要な事項を定めるため、羽村市の条例に倣い、条例を制定するものであります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするもので、この条例の制定に伴い、西多摩衛生組合個人情報保護条例の廃止及びそれに伴う経過措置、並びに西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、それぞれ本条例の付則で定めるものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） それでは、議案第2号「西多摩衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の細部につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条は、この条例の趣旨について規定するもので、個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、この条例における用語の定義について定めるもので、第1項では、組合の機関を、第2項では、その他の条例で使用する用語は法で使用する用語の例によるものと規定をしております。

第3条は、開示請求に係る手数料等について定めるもので、第1項では、手数料の額は無料とすること。第2項では、写しの交付により開示を受ける場合は、写しの交付に要する経費、また送付により開示を受ける場合は、送付に要する経費を負担しなければならないことを規定しております。裏面をご覧ください、第3項では、写しの交付に要する費用は、規則で定める方法により納付しなければならないことを規定しております。

次に、第4条は、審査請求に係る審査会への諮問は、規則で定める書類を添えてすることを規定しております。

第5条は、施行状況の公表について規定しており、毎年度、法の施行の状況について取りまとめ、概要を公表するものとしております。

第6条は、委任について、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めることを規定しております。

次に、付則ですが、付則第1条では、施行期日について令和5年4月1日から施行することを規定しております。

付則第2条では、本条例の施行に伴い、西多摩衛生組合個人情報保護条例を廃止することを規定しております。

付則第3条では、西多摩衛生組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について定めており、第1項では、実施機関の職員等が職務上知り得た個人情報についての適正な取扱いの義務について、本条例施行後も従前の例によるものとすることを規定しております。第2項では、本条例の施行日前に旧条例の規定により請求された自己情報の開示、訂正、及び利用等の中止については、条例の施行後も従前の例によるものとすることを規定しております。第3項から第5項では、経過措置における罰則の適用について規定しております。

付則第4条では、本条例の施行に伴い、西多摩衛生組合個人情報保護審議会が廃止されることから、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する内容について定めるもので、別表第1から個人情報保護審議会の部を削るものであります。

以上をもちまして、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 以上で、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、議会会議規則第32条の規定に従い、原案に対する、反対討論の発言を許します。

8番、門間議員。

○8番（門間淑子） 議案第2号、西多摩衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例に反対の討論を行います。

提案されている新規条例は、改定された個人情報の保護に関する法律に基づく条例です。新たな個人情報保護法は、個人情報の活用が新たな産業の創出、並びに活力ある経済社会を実現することに資するとして、国及び国、地方公共団体と民間団体が個人情報をビッグデータとして、利活用するために改定

された法律であり、官民や地域の枠を超えて個人情報を利用するための共通ルールを定めるとしてあります。そのため、全国で共通の条例制定を求めている、個人情報の本人収集の原則やオンライン結合の制限は規定されず、事実上の規制緩和法であると言わざるを得ません。これまで厳しく保護されてきた個人情報が流出するのではないかとの懸念がぬぐいきれない法律だと指摘しておきたいと思います。

このような個人情報保護法に基づく新規条例の問題点を以下に指摘します。

1、新規条例は、わずか6条の条文構成であり、必要事項を規則に委任するとしています。具体策を規則に委任することで、議会の関与を弱めることになり賛成できません。現在、規則が明らかになっていないため、西多摩衛生組合の個人情報保護制度が不明であり、賛成できません。

2、付則の2条で、これまでの西多摩衛生組合個人情報保護条例を廃止するとしています。賛成できません。西多摩衛生組合個人情報保護条例は、52条の条文構成からなり、条例の理念、実施機関の責務、住民の責務、収集の禁止や制限、外部提供の制限などの具体策が規定され、議会は議決を通して運用を開始し、住民参加の個人情報保護制度が維持されてきたものと思います。このような地域の特性に合わせた条例を国の方針に従わせる形での条例廃止には賛成できません。

3、付則4条で、個人情報保護審議会を削除する規定となっていますが、賛成できません。個人情報の利活用が活力ある経済社会を実現するとして推進される時代だからこそ、適正な取得利用に関して、審議会への諮問が、より一層、重要になると考えます。新たな個人情報保護法の129条では、個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聞くことが、特に必要であると認められる時は、審議会、その他の合議制の機関に諮問できると規定しています。審議会は継続して設置すべきものと思います。

以上の理由により、個人情報保護に関する法律に反対、西多摩衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例に反対します。

○議長（幡垣正生）以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生）以上で、討論を終わります。

これより、議案第2号「西多摩衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例」の件を、挙手により採決いたします。

議案第2号を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（幡垣正生）挙手多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「西多摩衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山）ただいま、議題となりました議案第3号「西多摩衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことから、西多摩衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに審査会の調査審議の手続き等について定めるため、羽村市の条例に倣い、条例を制定する

ものであります。

現在、西多摩衛生組合情報公開・個人情報保護審査会については、組合情報や保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について諮問に応じ、調査、審議する管理者の附属機関として西多摩衛生組合情報公開条例に設置規定が置かれており、同条例及び西多摩衛生組合個人情報保護条例のそれぞれに審査会への諮問及び審査会の調査審議の手続き等が定められております。

改正個人情報保護法の施行に伴い、保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、諮問の根拠が個人情報保護法に変更されること、また、審査会の位置付けについて行政不服審査法に基づく附属機関となることを踏まえ、審査会の設置及び関係手続き等を整理することとし、本案を提出するものであります。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするもので、その条例の制定に伴い、情報公開条例の一部改正及びそれに伴う経過措置について並びに西多摩衛生組合行政不服審査条例の一部改正について、加えて議案第2号で提案いたしました個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について、それぞれ本条例の付則で定めるものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） それでは、議案第3号「西多摩衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例」の細部につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1条は、この条例の趣旨について規定するもので、西多摩衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織、調査審議の手続について定めるものであります。

第2条は、審査会を設置して行う事務について規定するもので、第1項第1号では、西多摩衛生組合情報公開条例、第2号では、個人情報保護法の規定による諮問に応じ、審査請求について調査、審議することを規定しております。第2項では、第1項に規定した事務のほか、第1号では、情報公開に関する重要事項は実施機関に、個人情報の保護に関する重要事項は組合の機関に意見を述べることを定めることと定めております。

第3条は、この条例における用語の定義について定めております。

第4条は、審査会の組織について、委員5人以内をもって組織することを定めております。

第5条は、委員について定めており、第1項では、情報公開制度、個人情報保護制度及び地方自治に関して、優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱すること、第2項では、任期を2年とし、再任を妨げないこと、第3項では、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期を前任者の残任期間とすること、第4項では、委員の守秘義務について規定をしております。

第6条は、会長及び副会長について規定をしており、第1項では、審査会に会長、副会長を置き、委員の互選により定めること、第2項では、会長は審査会を代表し会務を総理すること、第3項では、副会長は会長を補佐し、会長が欠けた時は職務を代理することを定めております。

次に、第7条は、審査会の調査、審議は本条例の定めにより実施することを規定しております。

第8条は、審査会の調査権限について定めており、第1項では、審査会は審査請求に関して必要がある時は、諮問庁に対し、組合情報、または保有個人情報の開示を求めることができること、また、この場合において、何人も審査会に対し、その提示された組合情報、または、保有個人情報の開示を求めることができないことを規定しております。第2項では、審査会から第1項の規定による求めがあった場

合は、拒んではならないことを定めております。第3項では、審査会は必要がある時は諮問庁に対し、組合情報、または保有個人情報に含まれている情報の内容について、審査会の指定する方法により資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができることを規定をしております。第4項では、第1項及び第3項に定めるものの他、審査請求人、諮問庁などに意見書、または資料の提出を求めることなどの必要な調査ができることを規定をしております。

第9条は、意見の陳述などについて定めており、第1項では、審査会は審査請求人等から申し出があった時は、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないことなどを規定をしております。第2項では、第1項の場合、審査請求人等は審査会の許可を得て補佐人とともに出頭することができることを規定をしております。

次に、第10条は、意見書等の提出について定めており、審査請求人等は審査会に意見書等を提出することができること、また、審査会が期間を定めた時は、その期間内に提出しなければならないことを規定をしております。

第11条は、提出された意見書等の閲覧等について定めており、第1項では、審査請求人等は審査会に対し、第8条第3項、もしくは第4項、または第10条の規定により、提出された意見書等の閲覧、または書面の交付を求めることができること、また、審査会は正当な理由がなければ、これを拒むことができなことを規定をしております。第2項では、第1項の規定による閲覧、または交付の求めは規則で定める事項を記載した書面を提出しなければならないことを規定をしております。第3項では、第1項の定めによる閲覧、または交付をしようとする時は、当該意見書等を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならないことを定めております。第4項では、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができることと定めております。

第12条は、審査会が行う調査審議の手続きは公開しないことを規定をしております。

第13条は、審査会が審査請求に係る諮問に対する答申をした時は、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付し、答申の内容を公表することを定めております。

第14条は、委任について、この条例に定めるものの他、審査会に関して必要な事項は規則で定めることを規定をしております。

第15条は、第5条第4項の規定に反して秘密を漏らした者についての罰則を定めております。

次に、付則ですが、付則第1条では、施行期日について令和5年4月1日から施行することを規定をしております。

付則第2条では、本条例の施行に伴い、西多摩衛生組合情報公開条例の一部を改正する必要があることから、条番号及び文言の整理を行うとともに、指定管理者制度の導入をした場合に対応するための条文を新たに加えるものです。

付則第3条では、西多摩衛生組合情報公開条例の改正に伴う経過措置について定めており、第1項では、本条例の施行日前に旧審査会にされた諮問は施行日において審査会に諮問されたものとみなし、旧審査会により施行日前に行われた調査、審議は本条例の規定により行われたものとみなすことを定めております。第2項では、旧審査会の委員であるもの、または旧審査会の委員であったものの守秘義務について、第3項では、施行日前にした行為などについての罰則の適用について、条例施行後も従前の例によるものと定めております。

付則第4条では、本条例における審査会は行政不服審査法第81条の機関として位置付けられることから、西多摩衛生組合行政不服審査条例の一部を改正する内容について定めるもので、第3条の表現を改

めるものであります。

付則第5条では、西多摩衛生組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について定めており、旧審査会に諮問されたもので調査、審議を終えていないものについては、本条例による審査会に諮問されたものとみなすものとし、その場合の調査、審議については従前の例によるものと規定するものであります。

以上をもちまして、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第3号「西多摩衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例」の件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6、議案第4号「西多摩衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました議案第4号「西多摩衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等について、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

組合構成市町におかれましては、既に指定管理者制度が導入され、公の施設の管理運営に、広く民間のノウハウが活用されているところであります。

当組合におきましても、フレッシュランド西多摩への指定管理者制度の導入に向け、検討を進めておりますが、本案は、その基本となる手續等につきまして、構成市町の制度内容に準じ、条例を定めさせていただくもので、本則15条及び付則で構成されております。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） それでは、議案第4号「西多摩衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配布しております、議案第4号に基づき、ご説明いたします。

まず、第1条では、本条例制定の趣旨として、指定管理者の指定の手續等に関する必要事項を定めることとしております。

第2条、候補者の募集では、指定管理者を指定しようとするときは、その候補者を公募するものとし、本条各号に、公の施設の管理基準、業務範囲、指定期間など、その際の告示すべき事項を定めております。

おめくりをいただき、第8号の「管理者が必要と認める事項」については、フレッシュランドの施設特性を検討していく中で、必要事項を告示していくこととなります。

第3条の申請では、指定管理者の指定を受けようとする者は、所定の申請書に、事業計画書、収支計画書等の書類を添えて、申請するものと定めております。

この申請書の様式や、本条第2号で定める「管理者が特に必要なものとして規則で定める書類」については、施行規則の中で様式指定するとともに、申請者の定款や規約、経営状況を把握できる財務諸表などを定めてまいります。

第4条は、候補者の選定の基準を明らかにするもので、本条各号に、平等利用の確保、サービスの向上、施設効用の最大化、経費縮減などの選定基準を定めております。

第4号で定める「管理者が必要と認める」基準については、フレッシュランドの施設特性などを考慮し、今後、公募に向けて作成する募集要項等の中で、詳細について規定してまいります。

なお、本条文に基づく候補者の選定に関しては、指定管理者選定委員会設置要綱を制定いたしまして、委員会を立ち上げ対応してまいります。

第5条は、例外規定として、公募によらない候補者の選定等について定めるものですが、その場合においても、第3条各号の書類の提出を求め、第4条の選定の基準に照らし、総合的に判断することとしております。

第6条、指定管理者の指定では、地方自治法の規定に基づき、候補者を指定する際には、議会の議決を要すること、また、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものと定めております。

第7条、協定の締結は、指定管理者との協定の締結を義務付けるもので、その際に定めるべき事項を、第2項の各号に規定しております。事業計画、管理費用、利用料金などについて取り決めてまいります。

第10号の「管理者が必要と認める事項」として協定に定める内容については、フレッシュランドの施設特性、利用状況等を十分精査し、施設の適切な管理・効率化・住民サービスの向上などを基本として、双方疑義が生じないように、決定してまいりたいと考えております。

第8条は、指定管理者が行う業務の範囲について、各号に定めておりますが、第4号「公の施設の管理に関する業務」につきましては、フレッシュランド西多摩の設置管理条例である余熱利用施設条例や、募集要項の中で、詳細に定めてまいりたいと考えております。

第9条は、個人情報の取り扱いについて定めるもので、個人情報保護法の規定に基づき、その適切な管理について必要な処置を講ずることとしており、適正・適切な管理を行ってまいります。

おめくりをいただき、第2項では、情報公開条例に基づく必要措置についても、努力義務を課しております。

第10条では、毎年度終了後に、事業報告書を作成・提出することとし、本条各号に、管理業務の実施状況・利用状況・収支状況など、その記載すべき事項を定めております。

第5号の「管理者が必要と認める事項」については、フレッシュランドの特性に応じて、協定などで



定めてまいります。

第11条、業務報告の聴取等では、公の施設の管理の適正を期するため、管理業務及び経理の状況について報告を求め、調査し、必要な指示をすることができることを定めております。

第12条、指定の取り消し等では、当該指定管理者による管理を継続することが適当ではないと認めた場合の指定の取り消しや、業務の一部停止等について定めております。

この指定の取り消しや一部停止に関する検討については、先ほど申し述べました指定管理者選定審査会において行っていくこととなります。

第13条、原状回復の義務は、指定管理者ではなくなった場合の施設の原状回復について定めるもので、この原状の定義に関しては、協定の中で明確にしております。

第14条は、指定管理者の故意または過失による施設の損害に係る賠償義務について定めております。

第15条は、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める旨の委任規定で、これに基づき、詳細について施行規則を定めてまいります。

最後に付則として、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第4号「西多摩衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」の細部説明とさせていただきます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。8番、門間議員。

○8番（門間淑子） 2点お尋ねします。指定管理者制度を導入するということですので、多分、フレッシュランドが対象になるのかなというふうに思うのですが、完成するまでちょっと時間があるので、その間に詳細を決めていくということなのか。

それから、選定委員会、審査会ですかね、委員会か審査会か、これ条例設置になるのかどうか。条例で設置しないと、報酬が発生する可能性もありますので、その設置の裏付けをお聞きます。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） まず、1点目のスケジュールの関係ですが、ご指摘のとおり、リニューアルオープンまで、2年間の間に、令和5年度に公募にかかる募集要項、仕様書等を固めまして、令和7年4月のリニューアルオープンを目指して事業を進めております。令和6年度中に公募の事務を行い、選定を行って、候補者が固まり次第、臨時会を開催させていただきまして、そこで指定議案をご決定いただくといったような流れでスケジュールの方は考えております。

2点目の選定委員会、どのような形で規定をしていくかということなのですが、私どもといたしましては、条例の制定ではなく、規則、要綱で取り決めをしていく考えでございます。これについては、確認しましたところ、必ずしも条例で制定する必要はないということで、青梅市ですとか、福生市の例では要綱で、瑞穂町では条例の施行規則の中で定めているということで、その当たりから判断をさせていただきまして、規則と要綱の中で規定をしていくといった形で定めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 8番、門間議員。

○8番（門間淑子） 2年間で準備していくということはわかりました。選定委員会の報酬に関しては、要綱ということなのですが、その出資するという点に関しての法的な瑕疵とございますか、そういっ

たものは条例ではなくてOKとする要綱でもOKとする根拠のところをお願いします。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） まず、選定委員会のメンバーなのですから、大きく二つに分かれまして、まず、内部委員として事務局長をはじめとした課長相当職の者、それを立てるといふことにしております。それと外部委員として、必要に応じて専門的知識等を有する者を委嘱できるというようなつくりで、今考えております。

この外部委員については、当然、今、ご指摘ございました報酬が発生いたします。要綱の中では、予算の中で、その報酬を支払うということにしておりますが、西多摩衛生組合の非常勤特別職の条例の中に、その他の委員という枠がございます、そこに日額ですとか、月額の上限が定められております。その範囲内で、情報公開条例の審査会の委員さんの日額報酬等、参考にしながら、この指定管理者の選定委員会の外部委員の報酬については、条例で定めてございますので支払うことができるといったように考えております。

○議長（幡垣正生） 8番、門間議員。

○8番（門間淑子） 今のお話ですと、選定委員会は、その職員の方と必要に応じて外部というようなお話だったように思うのですが、そうすると、あらかじめ、その外部の方だけで審査するのではなくて、職員の方が選んで、必要に応じて外部ということなのでしょうか。外部の識者の方をお招きする意味合いというのから考えると、公正中立と考えると、全て外部の方で審査するという方法もあると思うのですが、そこについての考えをお聞かせください。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） 委員構成のご質問だと思うのですが、構成市町の指定管理者の選定委員会、名前は候補者選定審査会、選定委員会、いろいろ違うのですが、この状況を見ますと、例えば青梅市であると、職員だけの審査会、そして福生市、瑞穂町で言いますと、今、私どもが参考しているのが、職員と外部委員を立てるような形になってございます。

必要に応じてというお話をしたのですが、この外部委員を委嘱する目的といたしましては、施設の安定的な経営能力、この指定管理者たる団体の安定経営能力を判断する観点ですとか、施設の効用を十分、発揮させる、そういった観点から、税理士等の財務経理の専門家、または施設運営に関する専門家、学識経験者と、こういった方を起用することを想定しております。したがって、職員だけではなく、そのような外部委員を入れることによって、透明性、公平性を確保していくといった考えで進めております。

○議長（幡垣正生） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第4号「西多摩衛生組合公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7、議案第5号「西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) ただいま、議題となりました議案第5号「西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせる際に必要となる管理の基準、業務の範囲及び準用規定等について、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容といたしましては、管理の基準として、施設を利用するにあたっての基本的条件となる開館時間、休館日を条例中に規定し直したほか、指定管理者が管理する場合における、施設の使用承認などの業務内容、及び利用料金の取扱い等について、新たな規定を加えております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長(幡垣正生) 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長(伊藤義孝) それでは、議案第5号「西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例」の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配布しております、議案第5号附属資料、新旧対照表1ページをご覧ください。

改正案では、第2条の次に、使用時間を規定する第3条と、休館日を規定する第4条を新たに加えております。

これは、指定管理者が行う管理の基準は条例で定めることとされているため、これまで、条例施行規則の中で定めていた基本的条件を、条例中に規定し直したもので、内容についての変更はございません。

なお、これに伴い、改正前の第3条から第13条までの条番号と、条文及び別表中の引用条数を2条ずつ繰り下げております。

次に、3ページをご覧ください。

改正前の第14条では、職員配置について規定しておりましたが、フレッシュランドの担当を含む課・係の設置等については、組織条例、組織規則において定められていることから、改正案ではこれを削っております。

また、指定管理者制度の導入を可能とするため、改正案では、第15条の次に、第16条から第19条までの4条を新たに加えております。

まず、第16条、指定管理者による管理では、第1項で、地方自治法の規定に基づき、指定管理者に余熱利用施設の管理を行わせることができることとし、第2項では、その際の指定の手続等については、新たに制定する「指定管理者の指定の手続等に関する条例」によるものと定めております。

第17条は、指定管理者が行う業務に関する規定で、本条各号に、施設の使用承認、利用料金の収納・減免・返還、施設設備の維持管理、自主事業の運営等を定めております。

第5号の「管理者が必要と認める業務」については、フレッシュランドの施設特性に応じて、募集要

項、協定などに定めてまいります。

次に、4ページをご覧ください。

第18条は、地方自治法の規定に基づく利用料金制度に関する規定で、第1項では、指定管理者が施設管理を行う場合の利用料金については、別表に掲げる額の範囲内で、指定管理者が管理者の承認を得て、定めることができることを、第2項では、その利用料金は原則前納とし、例外的に後納を認めることを、第3項は、指定管理者は、管理者の承認を得て定める基準により、利用料金を減免できることを、第4項は、利用料金の還付に関することを、第5項は、利用料金は、指定管理者の収入として収受させることを、それぞれ定めております。

第19条は、指定管理者が施設管理を行う場合の準用に関する規定で、第3条及び第4条中「管理者が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、管理者の承認を得て」と、第5条及び第6条中、並びに第8条第1項中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、第8条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条、12条及び第15条中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、読み替えるものとしております。

また、条項の追加に伴い、改正前の第15条を第20条に改めております。

最後に付則として、この条例は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、今回の一部改正は、指定管理者制度を導入する際に必要となる管理の基準、業務の範囲等を整備するもので、利用体系等の見直しにつきましては、別途検討し、リニューアルオープンまでの間に対応してまいります。

以上をもちまして、議案第5号「西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例」の細部説明とさせていただきます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第5号「西多摩衛生組合余熱利用施設条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第8、議案第6号及び日程第9、議案第7号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第6号「令和5年度西多摩衛生組合予算」及び日程第9、議案第7号「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、一括議題となりました議案第6号、「令和5年度西多摩衛生組合予算」及び、議案第7号、「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第6号、「令和5年度西多摩衛生組合予算」につきまして、ご説明申し上げます。

令和5年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度の当初予算と比較し、1,000トン減の5万9,800トンを見込んでおります。

構成市町の人口につきましては、令和4年10月1日現在の人口数27万3,484人を採用しており、これは前年度と比較し、1,177人の減少となっております。

予算の内容であります。歳入予算では、令和5年度からのフレッシュランド西多摩の休館に伴い、使用料収入を、前年度比2,464万5,000円減額した一方、フレッシュランド西多摩改修事業の財源措置として、組合債に、新たに1億8,000万円を計上しております。

また、歳出予算のじん芥処理費において、施設維持整備工事費の増額を見込んだことから、組合市町分賦金は、前年度比4,533万7,000円の増となっております。

この結果、歳入予算の総額は、前年度と比較し、2億6,400万円の増となる、22億4,400万円を計上しております。

次に、歳出予算の主な内容につきましては、性質別の状況によりご説明いたします。

まず、消費的経費のうち、人件費では、給与改定及び一般職職員の令和5年度昇給分を見込んだことに伴い、795万6,000円を増額いたしました。

物件費では、フレッシュランド西多摩改修事業に伴う休館に伴い、運営に係る各種委託料が不要となることから、8,930万4,000円を減額しております。

また、維持補修費では、施設維持整備工事において、法令点検の実施年度に当たることに伴い、1億1,633万8,000円を増額しております。

次に、投資的経費の普通建設事業費では、フレッシュランド西多摩改修工事に係る経費を計上したことから、1億9,390万円を増額しております。

この結果、歳入歳出予算の総額は、それぞれ22億4,400万円となり、前年度の当初予算と比較いたしますと、2億6,400万円、率にして13.3%の増となっております。

次に、議案第7号、令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、ただいまご説明いたしました、令和5年度予算に基づき、組合市町分賦金の総額を、組合予算の約84%、18億7,562万6,000円に決定するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第6号、及び第7号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（幡垣正生） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） それでは、議案第6号「令和5年度西多摩衛生組合予算」及び、議案第7号

「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について、ご説明させていただきます。まず、予算編成の基礎数値でございますが、ごみ搬入量、構成市町の人口につきましては、先ほど管理者の説明のとおりでございます。

それでは、議案第6号「令和5年度西多摩衛生組合予算」につきまして、ご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度西多摩衛生組合予算の総則でございます。

第1条第1項は、歳入歳出の総額を22億4,400万円と定めようとするものでございます。

第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると定めようとするものでございます。

第2条は、継続費にかかわるものを定めたものでございます。事業名、総額、年度別等につきましては、第2表の継続費のところで説明させていただきます。

第3条は、地方債にかかわるものを定めたものでございます。起債の目的、限度額等につきましては、第3表の地方債のところで、ご説明させていただきます。

第4条、地方自治法で認められております、一時借入金の最高額を、5,000万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。「第1表 歳入歳出予算」でございます。

まず、歳入でございますが、第1款分賦金から、第6款組合債までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から、第6款予備費までの構成となっております。

歳入歳出の合計は、それぞれ22億4,400万円でございます。

次に、3ページでございますが、第2表は、継続費でございます。

第4款余熱利用施設事業費、第1項、余熱利用施設費で、事業名は、（仮称）フレッシュランド西多摩改修事業において、総額8億3,000万円で、令和5年度、2億4,340万円、令和6年度、5億8,660万円と定めようとするものでございます。

第3表は、地方債でございます。（仮称）フレッシュランド西多摩改修事業にかかわる借入金の令和5年度の限度額を1億8,000万円に定めようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、本表のとおりでございます。

次に、6ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。

6ページにつきましては、2ページの第1表と同様なので、7ページよりご説明申し上げます。7ページをご覧ください、歳入でございます。

第1款1項1目分賦金は、18億7,562万6,000円、前年度対比4,533万7,000円の増額でございます。これは、歳出における、第3款じん芥処理費の施設維持整備工事費の増額と、歳入歳出のフレッシュランド西多摩の休館の影響によるものが主な要因でございます。

第2款1項1目使用料は、54万1,000円、前年度比2,464万5,000円の減額でございます。これは、令和5年度からフレッシュランド西多摩では改修工事が行われるため、休館としたことによるものでございます。

2項1目総務手数料は、前年度と同額の1,000円でございます。

第3款国庫支出金は、107万7,000円、前年度対比、2万4,000円の増額でございます。

8ページをご覧ください。

第4款繰越金は、8,862万1,000円、前年度比7,862万1,000円の増額でございます、前年度繰越

金でございます。

第5款1項1目預金利子は、前年度と同額の1,000円でございます。

2項1目弁償金は0円で、前年度比1,000円の減額でございます。

2目雑入は、9,813万3,000円で、前年度比1,533万6,000円の減額でございます。

これは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき行われる、小平・村山・大和衛生組合の支援量400トンの減による「可燃ごみ焼却処理委託受託金」の減額分1,520万円が要因でございます。

9ページをご覧ください。

第6款組合債は、1億8,000万円で、新規計上でフレッシュランド西多摩の改修事業を実施することにより、皆増でございます。

以上、歳入合計は22億4,400万円で、前年度比2億6,400万円の増額でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。歳出でございます。

10ページ目からは、歳出の事項別明細書となりますが、人件費につきましては、各款の予算にわたることから、初めに、特別職、及び一般職職員に係る、1節報酬から4節共済費までの人件費を、まとめてご説明させていただきます。

恐れ入ります。26、27ページをお開きいただき、給与費明細書をご覧ください。

上段の表、1特別職につきましては、右から2列目、合計欄のとおり、191万2,000円、前年度比10万8,000円の増額でございます。

これは、指定管理者選定委員会委員報酬を新規に計上したことによりです。

次に、中段の表、2一般職でございますが、職員数につきましては、前年度と同数の29名でございます。

また、カッコ内に、短時間勤務の会計年度任用職員5名を計上しておりまして、前年度と比較いたしまして、1名の減でございます。

次に、給与費・共済費につきましては、報酬は、353万1,000円の減の851万1,000円、給料は、前年度比394万1,000円増の1億1,976万1,000円、職員手当等は603万7,000円増の1億1,297万8,000円、共済費は188万4,000円増の4,390万円で、人件費の合計は、前年度比833万1,000円増の2億8,515万円を計上してございます。

増額の主な要因といたしましては、東京都の勧告に基づく給与費の改定を見込んだことと、一般職職員の昇給等によるものでございます。

以上が、人件費関係の説明でございます。

恐れ入ります。10ページにお戻りいただき、歳出でございます。

第1款1項1目組合議会費は162万9,000円、前年度と同額でございます。

11ページをご覧ください。

第2款1項1目一般管理費は、1億8,821万5,000円、前年度対比1,270万2,000円の増額でございます。

これは、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、職員の配置、東京都の勧告に基づく給与の改定を見込んだことなどにより人件費として、1,191万1,000円の増額が主な要因でございます。

恐れ入ります。少し飛びまして、16、17ページをお開き願います。

第3款1項1目じん芥処理費は、14億8,260万9,000円、前年度対比1億4,614万7,000円の増額でございます。

これは、17 ページの 10 節需用費において、消耗品費の焼却処理に伴う薬品代や光熱水費の電気料の燃料調整費の単価の上昇などによる増額分 2,938 万 8,000 円と、19 ページをご覧いただき、14 節工事請負費において、施設維持整備工事では、法令点検の実施年度になったことなどの増額分、1 億 1,540 万円が主な要因でございます。

恐れ入ります。21 ページをご覧ください。

第 4 款 1 項 1 目施設運営費は 2 億 8,484 万 4,000 円、前年度対比 7,045 万 8,000 円の増額でございます。これは、フレッシュランド西多摩の休館により、10 節需用費では 4,768 万 7,000 円の減、22 ページをご覧いただき、12 節委託料は、1 億 1,451 万 9,000 円の減と、新規計上の 14 節工事請負費の（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事 2 億 2,930 万円との相殺が主な要因でございます。

23 ページをご覧ください。

第 5 款公債費の 1 項 1 目元金でございますが、1 億 9,240 万 5,000 円、前年度比 25 万 6,000 円の増額でございます。これは、平成 25 年度から令和元年度に借入れた基幹的設備改良工事事業債の元金の償還金でございます。

続きまして、2 目利子でございますが、29 万 5,000 円、前年度対比 25 万 6,000 円の減額でございます。

これは、元金と同様の基幹的設備改良工事事業債の利子の償還金でございます。

恐れ入ります。24 ページをご覧ください。

第 6 款予備費は、9,400 万 3,000 円でございます。

以上、歳出合計は 22 億 4,400 万円で、前年度比 2 億 6,400 万円の増額でございます。

続きまして、関係資料でございますが、26 ページから 37 ページまでが給与費明細書でございます。

恐れ入ります、38、39 ページをお開き願います。

継続費についての事業の進行状況等に関する調書となっております。

次に、40 ページをご覧ください。

地方債に関する調書でございますが、右側の一番下の欄にございます 7 億 1,987 万円が、令和 5 年度末における地方債現在高の見込額でございます。

以上で、議案第 6 号「令和 5 年度西多摩衛生組合予算」につきましての説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第 7 号「令和 5 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、議案第 7 号、附属資料をご覧ください。

令和 5 年度の当初予算の分賦金算出根拠となります、組合市町の人口とごみ搬入量の状況を踏まえまして、ご説明申し上げます。

青梅市におきましては、第 2 表で人口を 13 万 492 人、表 3 で、ごみ搬入量を 2 万 8,600 トンと推計いたしまして、前年度比、2,182 万 6,000 円、2.5%を増額いたしまして、8 億 8,266 万 8,000 円、福生市におきましては、人口を 5 万 6,295 人、ごみ搬入量を 1 万 1,500 トンと推計いたしまして、前年度比、999 万 1,000 円、2.8%を増額いたしまして、3 億 7,235 万 2,000 円、羽村市におきましては、人口を 5 万 4,516 人、ごみ搬入量を 1 万 1,400 トンと推計いたしまして、前年度比、595 万 8,000 円、1.7%を増額いたしまして、3 億 5,927 万 1,000 円、瑞穂町におきましては、人口を 3 万 2,181 人、ごみ搬入量を 8,300 トンと推計いたしまして、前年度比、756 万 2,000 円、3.0%を増額いたしまして、2 億 6,133 万 5,000 円。組合市町分賦金の合計は、前年度比、4,533 万 7,000 円、2.5%を増額いたしまして、18 億



7,562万6,000円でございます。

議案第6号「令和5年度西多摩衛生組合予算」、及び議案第7号「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、門間議員。

○8番（門間淑子） 歳入のところでお聞きします。ページは8ページですね。ここで余剰電力売払が出ていますが、今、電力料金が随分上がっているのですけれども、余剰電力売払に対して、この電力料金の高騰ってというのは、何らかの影響があるのかどうかということを一つ。

それから、広域支援の中で、400トンの減量が図られているということですが、小・村・大の方で、ごみの減量を進めていって、こういうような減量がこのままずっと続いていくのかどうかということが、歳入の中では2点目です。

それから、繰越金のところですが、繰越金、今回8,800万円ぐらい、かなり大きな金額が繰り越しになっていますけれども、その理由をお聞きします。

○議長（幡垣正生） 穴澤フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹。

○フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹（穴澤和俊） まず、初めの余剰電力のご質問から、お答えさせていただきます。

来年度予算につきましては、余剰電力の単価を今年の単価と変わらず単価設定をさせていただいておりまして、西多摩衛生組合は余剰電力自体、東京電力エナジーパートナーと契約を結んでおります。来年の単価としましては、現在は据置き単価ということなので、電力高騰ということに関しては、こちらの方は影響を受けていないというような状況となっております。

以上です。

○議長（幡垣正生） 石川計画管理課長。

○計画管理課長（石川雄一） それでは、小平・村山・大和衛生組合のごみ量について、回答の方をさせていただきます。と思っております。

小平・村山・大和衛生組合の構成市町であります小平市、武蔵村山市、東大和市ですね、こちらの方でごみ減量の努力の方をさせていただいております。その結果、次年度のごみ量が減っているような状況となっております。引き続き、ごみ減量の方、進めていただきまして、毎年度、契約の方していきますので、その都度、ごみ量の方は変わってくるかと思っております。

説明の方は以上となります。

○議長（幡垣正生） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 3点目の繰越金の件ですが、令和4年度の小平・村山・大和衛生組合の広域支援の受託金を翌年度に繰り越した金額になります。その分が増えてございます。令和5年度の構成市町からの分賦金を下げるための対策となります。

以上です。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（幡垣正生） ほかに質疑ありませんか。8番、門間議員。

○8番（門間淑子） では、歳出でお聞きします。今、お聞きした小・村・大のごみが減量されたということと、それから、冒頭に管理者からも説明があったように、これから先、1,000トンぐらいが減量

してくるというお話の中で、17 ページのごみ焼却業務委託料については上がっているわけですね。この関係をちょっと説明してください。

それから、19 ページ、蒸気タービン発電機更新工事というのがありますけれども、その必然性と、どのような更新工事になるのかということをお聞きします。

それから、22 ページのフレッシュランド西多摩改修工事ですけれども、令和5年度は、どのような工事をしていくのか、これ2年間の工事だと思うのですが、恐らく契約も継続するのかなというふうには思うのですが、どのような工事をされるのかということをお聞きします。

○議長（幡垣正生） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） それでは、まず、ごみ焼却業務委託の委託金額の推移ということで、ご回答させていただきます。

こちらのごみ焼却業務委託と言いますのは、当組合では、8時から17時15分が一班という形で、こちらは組合の職員が常時、運転管理をさせていただいて、その後の17時15分から翌朝の8時半まで、こちらは焼却業務委託ということで、委託業者をお願いをして、及び土日、祝日も委託業者をお願いしているところです。

このごみ焼却業務委託の委託料につきましては、ごみの焼却量に関わらず、こちらに勤務していただく実時間という形で計算させていただいております。したがって、一日、一コ数、労務単価が決まっています。この労務単価が、昨今の経済事情を含めまして、前年度よりも上がっています。単価でいくと、大体、3%から5%、この人件費が上がっていることです。したがって、当然、ごみ焼却量が極端に減り、焼却炉初動日数に極端な変化があれば、ごみ焼却業務委託料の金額は変わってきますけれども、日数が微減、微増であるような状況では、基本的には労務単価の上昇による影響で、少しずつ増額になるのではないかと考えております。

委託業務は以上となります。

続きまして、蒸気タービン発電機についてですけれども、まず蒸気タービン発電機というのは、ごみの焼却熱を利用し、発生した蒸気でタービンを回転させ、発電機で発電しております。当組合の発電機は、定格出力が2,370kWであり、発電した電力の余剰分は、電力会社に売電しているところです。また、発電された電力は電力会社に売っている他、場内でも当然、使用しております。この場内で使用している電力というのは、組合使用電力の87%、大部分を占めておりまして、こちらを購入した金額で換算すると、約1億9,000万円分、年間、その発電機によって、購入金額を抑えられているというような形になります。

また、この発電機の更新の目安については、メーカーから約20年で更新してくださいというような推奨がございます。当組合の対応といたしましては、19年目の平成29年度に、この発電機の絶縁劣化診断というものを実施させていただいて、発電機の劣化が進んでいることを確認しております。この結果を参考に、メーカーと協議し、工事全体の中長期計画の精査を行い、最終的に使用から25年目である令和5年度に更新を計画させていただきました。

以上です。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） 続きまして、予算書22ページ、工事請負費、（仮称）フレッシュランド西多摩改修工事の令和5年度の実施内容というご質問なのですが、恐れ入りますが、38、39ページの継続費にかかる調書の方、ご覧いただきたいのですが、こちらの年割額のまず根拠といたしま

しては、今年度実施しております設計委託におきまして、基本設計に基づく工事出来高予測を作成していただいております。工事期間中の各月ごとの出来高予測を年度ごとに累計した結果、概ね令和5年度が29%、令和6年度が71%となっており、これに基づき年割額を作成させていただいております。

工事の内容なのですけれども、令和5年度の出来高が低い理由なのですが、契約事務の兼ね合いから、工事の開始時期を令和5年度の下半期に想定していることと、5年度の改修工事では、主に施設の浴室周り、この辺を全部やり直しますので、解体工事を中心に行ってまいります。それが終わりましたら、その躯体工事を行っていくというようなこととなります。それと、今年度の最後には設備関係の工事に取りかかっていくといったようなことを、令和5年度の工事内容としては予定しております。

6年度の方に工事が集中している理由としては、6年度に仕上げ工事、附属棟の新設工事のほか、外構工事等、大きな工事が6年度の方に集中していることによるものでございます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 8番、門間議員。

○8番（門間淑子） 電気の方はわかりました。タービンの更新のところなのですけれども、これが1億円ぐらいということで、もう期間が来たから取り替えるのだと、全部そっくり取り替えるということになるのでしょうか。1億1,700万円というのは、全部、機会が全部取り替わるということでしょうか。その期間とか、工事の期間とかいう間はもちろん発電もないわけでしょうけれども、ここの衛生組合もお休みになる、焼却がお休みになるのかどうかということが一つです。

それから、人件費の方は値上がりしているということで、わかりました。

そのタービンの交換の手順と言いますか、その辺についてお聞きします。

もう一つは、フレッシュランド西多摩の改修工事ですけれども、以前にいただいた資料で、令和5年度は大体30%ぐらい、6年度の方で残りということですから、ほぼほぼ解体か整地か、そういうような形になるのでしょうか。設計はもうできているわけですね。設計の図面はいただきましたので、それに入って、そこまでに至るまでの契約も含めて、今年やっていくということなののでしょうか。予算としては、2億2,900万円になりますけれども、その残りの5億7,000万円も含めて、2年間の工事という形での契約になっていくのかどうかについて、お聞きします。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） ただいまの2点目のフレッシュランドの工事の関係なのですけれども、ご指摘のとおり、本事業は令和5年、6年度の継続事業として契約をしていきます。したがって、工事費の総額は8億240万円、今回の予算の中で、その内、令和5年分として約30%の額を上程させていただいているということです。

設計の状況なのですけれども、11月の全協では基本設計の内容をお示ししております。これに基づき現在、より詳細な実施設計を進めておまして、完成は3月末に設計図書が完成します。スケジュールとしましては、令和5年度に入りまして、その内容を精査した後、正副管理者会議、議会議員にご説明した後に、大体6月ごろに契約事務を開始するといったような流れで、今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） それでは、蒸気タービン発電機のどの部分の更新と、あと工事期間、焼却炉は、その期間どうするのかということに対してのご回答をさせていただこうと思います。

まず、蒸気タービン発電機のどの部分かと言いますと、発電機のみ更新です。従ってタービンの部

分はそのまま残します。期間としては約 17 日間、3 週間弱を予定しております。

また、焼却炉の稼動につきましては、焼却炉 1 炉運転であれば、契約電力の 1,600 kW 以内で稼動ができますので、焼却炉 1 炉運転を計画しています。ただし、発電はその間、出来ません。

工事の流れとしましては、非常にシンプルなのですがすけれども、発電機を外します。新しい発電機を取付ます。その後、必要な試験を行い、最終的に法令の検査とか、そういった手続きも含めた形で 17 日間というような工事となっております。

以上です。

○議長（幡垣正生） 門間議員、1 議案 3 回で、もう 3 回です。（「今 3 問、これから 3 問目ですよね。」と門間議員の声あり）もう今 3 回目です。（「もう 1 回、お願いします。」と門間議員の声あり）いやいや、一応、規則ですので。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

質疑等ございませんか。7 番、水野議員。

○7 番（水野義裕） 17 ページの光熱水費の単価がアップしている話なのですが、前年度比でもものすごく上がっているのですよね。その割には買ってくれる単価は上がらないというのは何なのですか。光熱水費の中には電気代も入っているよね。電気代、減茶苦茶が上がっているよね。それで、その中でまず電気代はいくらか。それから、売電はその時は何キロワットで売電の時は何キロワットでいくらで売ったのか、そこをはっきりとしてください。要は売電で向こうが買う時の単価を上げないで、売るときは逆なんてずるいじゃないですか。その辺の交渉の経緯などを説明してください。

○議長（幡垣正生） 穴澤フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹。

○フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹（穴澤和俊） まず、初めに環境センターの電力料の予算としまして、電力料金 8,560 万円の予算計上をさせていただいております。前年度対比にしますと、約 1,800 万円の増額計上となります。

こちらの要因としましては、ご説明させていただきますと、燃料調整費で、電気の発電に使用する燃料で、単価の方は前年度比で 9.9 円の増額計上させていただいているような状況でございます。

また、使用電力としましては、約 3,112 万 kW を見込んでおりまして、こちらも前年度対比では、7 万 kW、金額としまして、104 万円の増額となります。

また、余剰電力につきましては、衛生組合、2 炉運転時に、余剰電力の売電を行えることとなります。

予算計上としましては、69 万 4,000 kW の余剰電力を見込んでおりまして、金額は、443 万円となります。当組合の発電は、バイオマス発電となり、重油などの燃料は使用しないことから、燃料高騰の影響は受けていないため、単価は約 7 円を計上しています。

以上です。

○議長（幡垣正生） 中島施設長。

○施設長（中島 勲） すみません、ちょっと補足的にご説明をさせていただきます。

まず、買う側の電力です。買う側の電力は、先ほど穴澤、申し上げましたが、単価自体は大きく変わってございません。ただし、燃料調整費と電力会社が電気をつくるのに使った燃料費、これが上がっています。その分が大きく上げられております。その分につきましては、西多摩衛生組合も、昨年が電力会社の基準の金額からはマイナス 1.29、マイナス側でした。要は、1 kW 買うごとに、燃料費がマイナス 1.29 円下がっていました。それが、今年度の令和 5 年度予算ですと、プラス 7.8 円ということで、8 円ぐらいの差が生じます。これが大きな増額の理由です。

一方、売電側、売り側が若干渋いのですけれども、これはこれまでの実績、そこをやはり大きく取る

わけには、なかなかいかないもので、今までの実績から平均的な数値を出しておきます。ちなみに、令和4年が1kW当たり6.62円取っていたのですが、昨年の後半は、若干安価になり、6.39円、従って、安値に予算措置をしています。ただ、これも実績に基づくもので、あまりここを大きく取るわけにはいかない、何の実績もないところで、大きく取れなかったものですから、あえて同等の金額で取らせていただいたというのが実際でございます。これによって、余剰電力の方は、あまり大幅に増えていないというところでございます。

以上でございます。（「結構です。」と水野議員の声あり）

○議長（幡垣正生） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 以上で質疑を終わりたいと思います。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第6号「令和5年度西多摩衛生組合予算」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

次に、議案第7号「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち、議案第6号「令和5年度西多摩衛生組合予算」の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について」の件を、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することに、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、全員協議会がございますので、3時25分より、引き続き議員全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後3時13分 閉会